

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第7号

専 決 処 分 書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年（2025年）3月31日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第19号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第79条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第85条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第85条の2第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）

の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第9条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第9条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 改正後の第79条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 改正後の附則第9条の3第14項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(種別割の税率)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____</p> <p>_____</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等^{がい}に対する種別割の減免)</p> <p>第85条の2 (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びビオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車^{がい}にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等^{がい}に対する種別割の減免)</p> <p>第85条の2 (略)</p>

4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～13 (略)

14 (略)

15 (略)

5 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第8号

専 決 処 分 書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年（2025年）3月31日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第20号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 (<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 (<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

専決処分した事件の承認を求めることについての概要

(宝塚市市税条例の一部を改正する条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例)

令和7年度税制改正に伴い、以下の改正について専決処分したものです。

1 軽自動車税

種別割の標準税率区分の見直し

現行の50cc原付バイクは、令和7年11月からの排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となることから、道路運送車両法施行規則が改正され、新たに総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)の区分が設定されたことに伴い、当該車両に係る種別割の区分を新設し、税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とする。

(市税条例第79条)

2 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の手続きの見直し

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置について、従前は区分所有者ごとに減額措置に係る申告書の提出が必要であったところ、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該措置を適用できるよう改正する。

(市税条例附則第9条の3)

3 その他

地方税法の改正に伴い、所要の整備を行う。